

五條市地域振興券事業 参加店舗募集要項

I 事業の概要

新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や物価高騰等が地域経済に与える影響を緩和するため、市民への家計支援及び市内商店での消費拡大を目的として、市内の参加店舗で使用できる地域振興券を発行するもの。

II 事業の詳細

【 1. 事業主体 】

五條市

【 2. 実施期間 】

地域振興券の使用期間 令和4年10月1日から令和4年12月31日まで

【 3. 地域振興券取扱店舗の登録等 】

(1) 本事業に参加し、地域振興券の取り扱う店舗（以下「参加店」という。）は、事前に登録申込書により登録を受けなければならない。

(2) 参加店の募集期間は、令和4年8月17日から令和4年12月26日までとする。

(3) 参加店は、市が後日配布する参加店舗であることを示すポスター（以下「ポスター」という。）を店頭など市民に分かりやすい位置に掲出するものとする。

(4) ポスターは、飲食店用と飲食店以外の店舗用の2種類とし、飲食店として登録を受けた参加店には飲食店用のポスターを、それ以外の店舗として登録を受けた参加店には飲食店以外用のポスターを配布する。

(5) 市は、別途参加店の一覧表を作成するものとし、令和4年9月5日までに登録した参加店を掲載した一覧表を地域振興券の交付対象者（以下「交付対象者」という。）に配布するものとする。

(6) 令和4年9月6日以降に登録した参加店についても、随時、参加店の一覧表に追加するものとするが、当該追加を行った一覧表は、交付対象者には配布せず、市ホームページに掲載するものとする。

【 4. 地域振興券の種類 】

地域振興券は1枚当たり500円とする。地域振興券は「共通券」と「飲食専用券」の2種類発行する。

『共通券』・・・全参加店で利用することができる。

『飲食店専用券』・・・参加店のうち飲食店として登録を受けた参加店のみで使用することができる。

【 5. 地域振興券の取扱い 】

(1) 参加店は、交付対象者に対して行う物品の販売若しくは貸借又は役務の提供（以下「取引」という。）の対価として、地域振興券を受け取るものとする。ただし、地域振興券が偽造されたものである場合、取引が地域振興券の用途制限に反する場合その他地域振興券の使用が適切でない場合においては、地域振興券の受取を

拒否しなければならない。

(2) 参加店は、地域振興券の偽造が判明したときは、速やかに産業振興課に報告しなければならない。

(3) 参加店は、取引の対価として地域振興券を受け取ったときは、当該地域振興券が取引で使用されたことが明らかとなるよう、地域振興券の裏面の押印欄に参加店の印を押印するものとする。

【 6. つり銭について 】

地域振興券での買物については、少額の買物を行うことによる地域振興券の現金化を防ぐため、つり銭は出さない。

【 7. 地域振興券の用途制限 】

地域振興券の使用対象とならないものは、次のとおりとする。

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、はがき、宝くじ、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・特定の宗教・政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他事業の目的に反するもの

【 8. 参加店の責務】

参加店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域振興券の受取りを拒まないこと。
- (2) 地域振興券の交換、譲渡又は売買を行わないこと。
- (3) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (4) その他募集要項に定める事項

【 9. 不正に対する処置 】

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、当該参加店での地域振興券の利用及び当該参加店の地域振興券の換金を停止し、並びに登録を取り消す。

【 10. 換金 】

各参加店で使用された地域振興券は、令和 5 年 1 月 31 日 (火) までに、市の定める換金取扱事業者で換金する。ただし、換金の持込みについては換金取扱事業者の営業時間内とする。

各参加店は、換金取扱事業者に所定の封筒に地域振興券及び「五條市換金用伝票」を同封封緘し持参するものとし、翌月中に当該換金取扱事業者から各参加店が登録した口座へ地域振興券の金額に相当する金銭が振り込まれる。

【重要事項】

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため説明会は開催せず、換金マニュアルでの案内とする。
- ・9月下旬までに店頭掲示用ポスター（2枚）、振込先口座登録の依頼書を送付する。
- ・換金用ツールは10月中頃から下旬までに送付する。
- ・円滑に金銭の振り込みを行うため、速やかに振込口座の登録手続きをすること。
- ・登録のあった口座情報については、当事業以外には使用しない。また、換金取扱事業者に参加店の口座情報を提供するものとし、当該参加店は提供に同意するものとする。
- ・換金用ツールがなくなった場合は、換金取扱事業者で受け取ること。
- ・換金取扱事業者は9月下旬のポスター送付時に案内する。